

【第2報・最終】規制作業後の歩行中転倒事象

【発生日時】 2025年 10月 5日（日）9：55頃

【発生場所】 E1A 新名神高速道路 甲賀土山IC

【工事件名】 2025年度 東名阪自動車道 ■管内維持修繕業務

【受注者名】 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)
■

【概要】 緊急事故対応で甲賀土山ICの振分作業を実施していた。対応終了後、ガードレールの外側を歩いて車両に戻る際に、ランプ距離標に足が引っ掛かり転倒し、左手小指および右膝関節を受傷したものの。

【被害状況】 人的被害：あり【左小指挫傷、右膝関節挫傷と診断】
■

物的被害：なし

【時系列】

10/5（日）

9：55 事象発生

10：30 ■当番からメンテ当番へ事象の報告。

10：40 メンテ当番から■HSC当番班長へ事象の報告。

11：00 傷の写真をメンテ当番が確認し、受診するよう指示。

11：50 ■病院にて受診

14：00 診察終了【診断結果：すり傷】

10/6（月）

13：00 安全大会を実施

※再度専門医に受診し、左小指挫傷、右膝関節挫傷と診断。（全治1週間）

【報道等】 なし

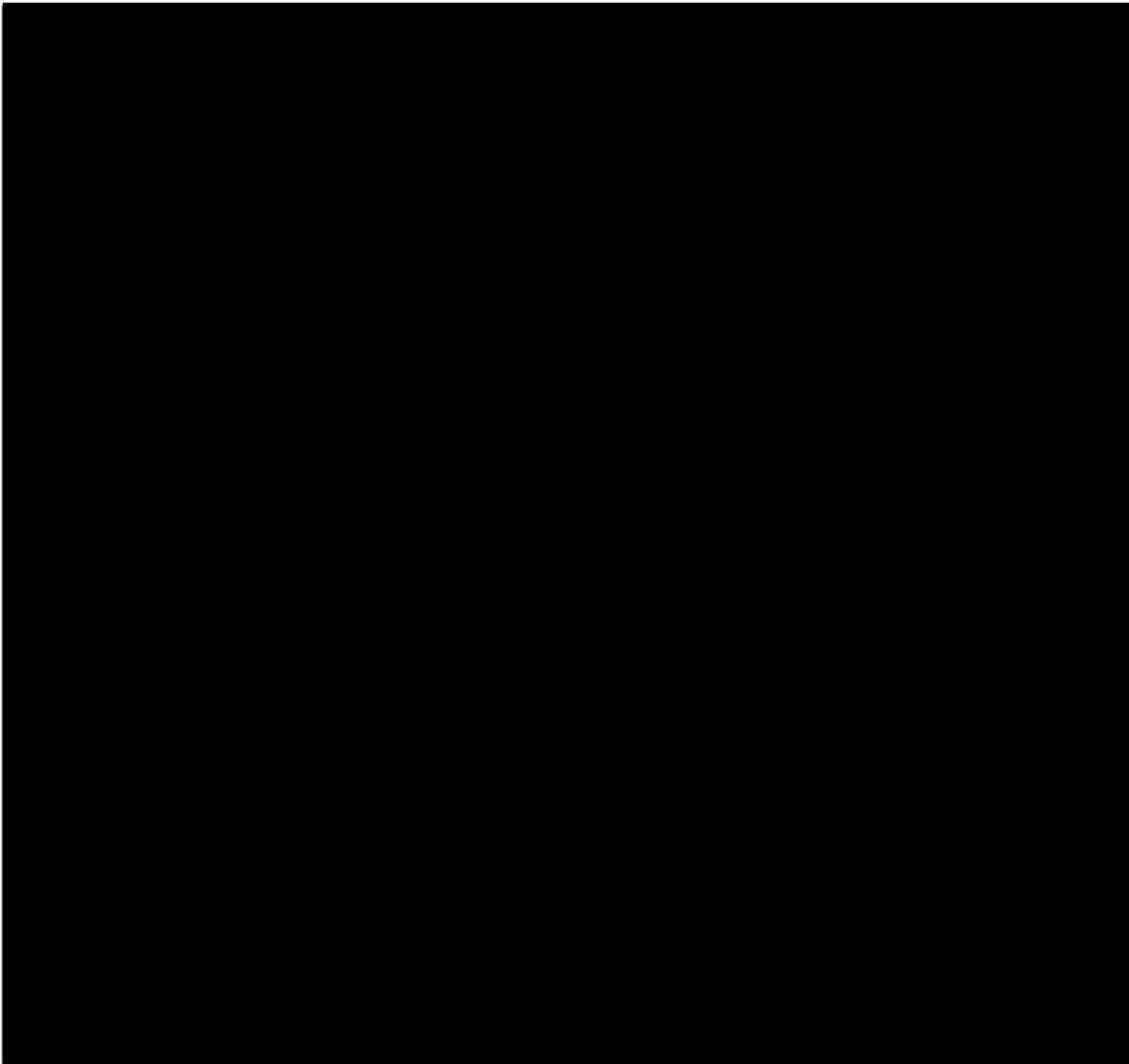
【原因】 ・振分誘導であったため手袋を着用していなかった。
・歩行する経路の足元、障害物等の確認ができていなかった。

【対策】 ・規制作業中は必ず手袋を着用することとし、規制作業中以外でも極力手袋を着用することを手順書に記載し、周知徹底を図る。
・ガードレールの外側を歩く際は足元が悪く、想定できない障害物等もあるため足元、周りに注意して歩行する。

位置図



状況写真



原因

- ・振分誘導であったため手袋を着用していなかった。
- ・歩行する経路の足元、障害物等の確認ができていなかった。

対策

- ・規制作業中は必ず手袋を着用することとし、規制作業中以外でも極力手袋を着用することを手順書に記載し、周知徹底を図る。
- ・ガードレールの外側を歩く際は足元が悪く、想定できない障害物等もあるため足元、周りに注意して歩行する。

■使用する手袋について

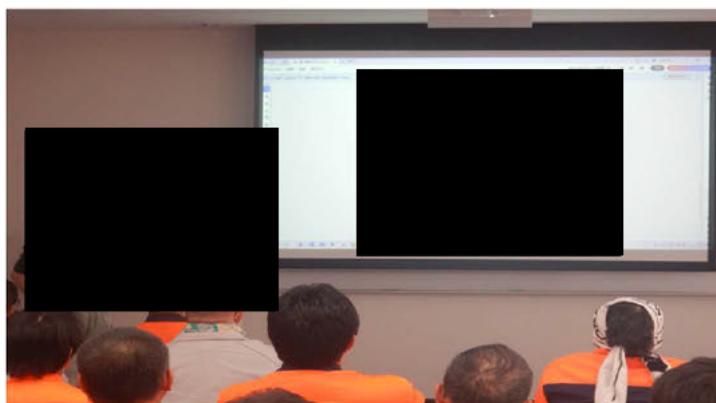
- ・規制作業で使用する手袋は、滑り止めがついた手袋とする。
グリップ手袋推奨。軍手の使用禁止!
- ・規制作業中は必ず手袋を着用することとし、規制作業中以外では極力手袋を着用すること(革手袋の着用可)

○ 滑り止めゴムがついたものを使用する。

✕ 軍手はダメ!



安全大会



今回の事故について概要説明及びガードレールの外側を歩く際は足元、障害物等に注意して歩行するように周知。また年齢にともなって身体的能力が低下することを再周知。